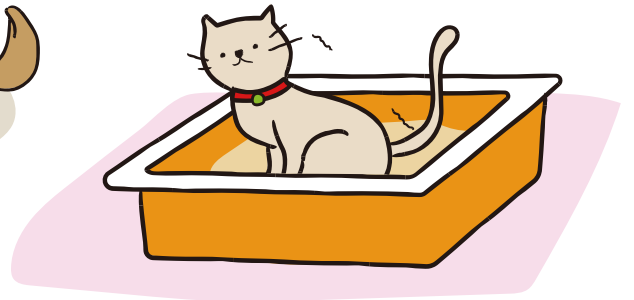


ペットにまつわる問題について



ペットの糞尿で困っています！

ペットの糞尿は、飼い主がきちんと処理してください。

自分の家の前や庭、遊びに行った公園に糞が放置されていたら？
犬や猫を飼っているあなたも嫌だと思いませんか？

- 排尿排便は、散歩前にできるだけ自宅で済ませるしつけをしましょう。
- 犬を散歩するときは、糞を放置せず、あらかじめ用意した袋で持ち帰りましょう。
- 排尿した場合は、持参したペットボトルの水で洗い流すなど環境に配慮しましょう。
- 飼い猫は室内で飼養しましょう。



ペットの鳴き声で困っています！

その動物の習性や問題行動の理由・原因について情報収集に努め、適切なしつけ等を行いましょう。

人によって生活パターンや音に対する感じ方は様々です。
飼い主には気にならない鳴き声でも、迷惑になっている場合があります。

- しつけ方教室に参加したり、獣医師や訓練士などの専門家に相談しましょう。



犬を放すことは条例で禁止されています！

犬は絶対に放さないでください。

飼い主にとってはおとなしい犬でも、こわいと思う人や、動物アレルギーを持っている人がいます。

- 散歩中もリードで確実に制御できるようにしましょう。



迷子の動物がたくさん保護されています！

ペットが居なくなったらすぐに動物保護指導センターや最寄りの警察署会計課に連絡を。

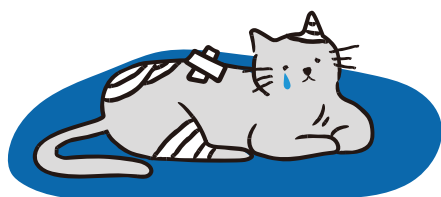
連絡先 千葉市動物保護指導センター TEL 043-258-7817



迷子になった動物は、飼い主を待っています。

- 名札(犬なら鑑札・注射済票)の装着、マイクロチップを挿入するなど自身のペットであることがわかるようにしましょう。
- 犬を逃がさないよう注意しましょう。
- 飼い猫は室内で飼養し、不妊去勢手術をしましょう。

ペットが迷子になったら



動物の遺棄・虐待は犯罪です！

愛護動物を遺棄したり虐待してはいけません。

- 100万円以下の罰金に処されます。
- 「虐待」には、必要な世話を怠ることや、怪我や疾病の治療を放置するなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。

愛護動物を殺したり傷つけたりしてはいけません。

- 2年以下の懲役または200万円以下の罰金に処されます。

